

## 第 8 回 千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会 議題

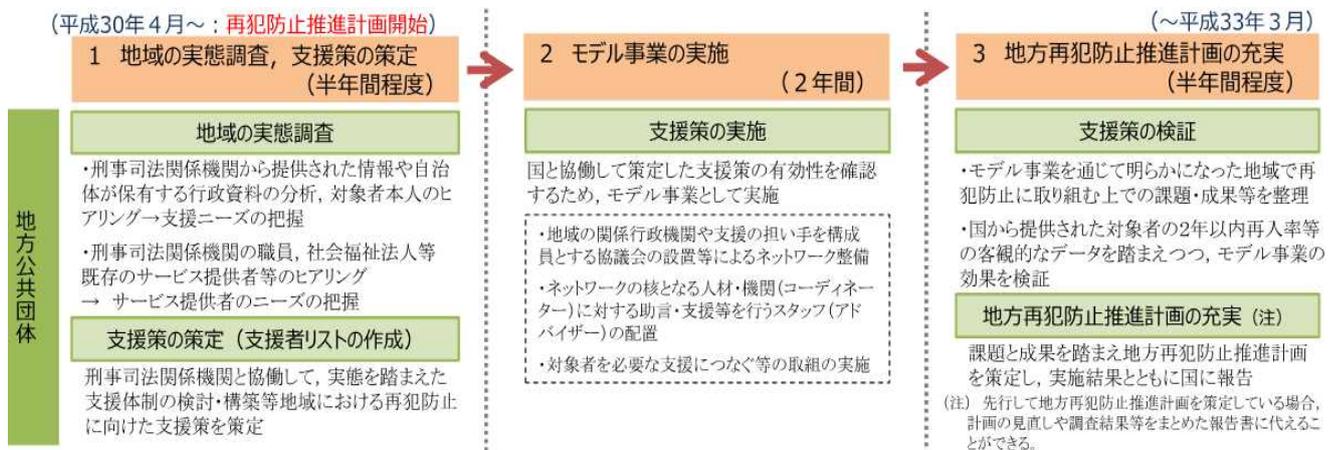
### I 地域再犯防止推進モデル事業について

#### <国による地域再犯防止推進モデル事業の実施>

平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく国の「再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月閣議決定）」では、「地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援」として、地方公共団体において再犯防止の取組を進める上で必要となる地域の実態把握や、地域のネットワークの構築等の取組を国が支援することなどが盛り込まれました。

これを踏まえ、国では、【図 1】のロードマップで示された、①地域の実態調査と支援策（事業計画）の策定、②当該事業計画に基づくモデル事業（支援策）の実施、③モデル事業（支援策）の効果検証、といった一連の取組を地方公共団体が実施することを通じて、国と地方公共団体の協働による、地域における効果的な再犯防止対策の在り方について検討する「地域再犯防止推進モデル事業」を行うことになりました。

【図 1】地域再犯防止推進モデル事業の年度ごとの計画（ロードマップ）



#### <千葉県による地域再犯防止推進モデル事業への参加>

千葉県では、平成 22 年から地域生活定着支援センター事業を通じ、矯正施設を出所後、地域において福祉的支援を要する犯罪をした者等に対する生活支援を実施し、一定の成果を上げていました。

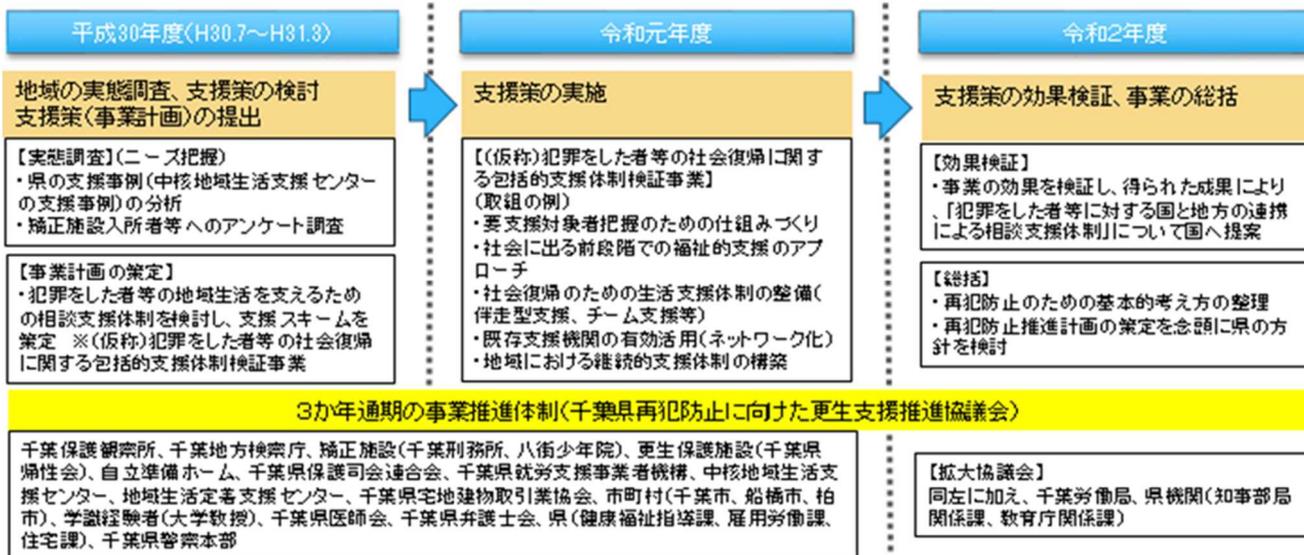
その一方で、千葉県独自の「対象者を限定しない分野横断的な総合相談支援機関」である中核地域生活支援センターでは、犯罪をした者を対象とした支援事例が年間数十件に及んでおり、更生保護施策や地域生活定着支援センター事業においても、そのニーズを把握しきれず、「地域で取り残される者」の存在が判明していました。

このため、千葉県では、犯罪をした者等が矯正施設等を出所した後、安定した地域生活を

送ることができるようになるまでの「切れ目のない生活支援」を実現するため、国の司法関係機関と県の福祉関係機関の連携により、出所前に本人の状態や支援ニーズを把握し、出所後にただちに生活支援につなげていくことができる体制を構築することを目的として、国の「地域再犯防止推進モデル事業」に参加しました。

なお、本モデル事業への参加に当たり、千葉県では、事業実施期間の3年間のスケジュールとして、【図2】のロードマップを作成しました。

【図2】千葉県地域再犯防止推進モデル事業の年度ごとの計画（ロードマップ）

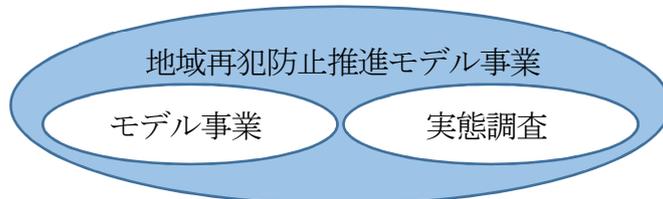


## II 千葉県地域再犯防止推進モデル事業のこれまでの取組について

(平成30年度～令和元年度)

国から提示された地域再犯防止推進モデル事業の募集要領では、地方公共団体が事業を受託するに当たっては、以下の5項目を3年間で実施すること、が要件とされています。

- (1) 地域再犯防止推進会議の設置等 (3年間通期)
- (2) 地域の実態調査の実施、モデル事業実施計画の策定 (初年度)
  - (※)このモデル事業実施計画書でいう「モデル事業」とは、「地域再犯防止推進モデル事業」において、2年度目に行うこととされている具体的な支援策を行う事業のことを指します。



- (3) モデル事業の実施と中間評価の実施 (2年度)
  - (※)ここでいう「モデル事業」とは、「地域再犯防止推進モデル事業」において、2年度目に行うこととされている具体的な支援策を行う事業のことを指します。
- (4) 効果検証の実施 (3年度)
- (5) 成果の普及への協力 (随時)

## 1 平成30年度の具体的な取組

### (1) 地域再犯防止推進会議の設置

そこで千葉県では、まず、地域再犯防止推進会議を立ち上げるため、県、市町村、刑事司法関係機関、学識経験者、支援等を行う民間団体等を構成員とする「千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、事業の実施状況・課題の把握や対策の検討等を行うこととしました。

### (2) 地域の実態調査の実施、モデル事業実施計画の策定

#### <地域の実態調査>

次に、地域の実態調査として、犯罪をした者等が矯正施設等の出所後から、安定した地域生活を送ることができるまでの国、県、地域のネットワークによる生活支援の在り方を検討する基礎資料とするため、犯罪をした者等の生活支援ニーズの把握を目的とした実態調査を実施しました。

実態調査では、具体的には、以下の2点について調査を行っています。

- ・中核地域生活支援センターにおいて実施した、犯罪をした者等に対する支援事例を抽出し、その者の対象者像、センターが関与するまでの支援の有無とその内容等、現在の更生保護制度におけるニーズと支援のミスマッチや対応していないニーズ、既存の福祉的支援で対応できるニーズ、新たに対応が必要なニーズを把握する。
- ・県内刑務所・少年院入所者、更生保護施設・自立準備ホーム入居者を抽出し、その者の対象者像、再犯に至った理由、社会復帰のために必要な支援ニーズを把握する。

なお、この実態調査の結果は、「千葉県地域再犯防止推進モデル事業実態調査報告書」として取りまとめ、平成31年3月25日に開催した第3回協議会で報告した上で、平成30年度の事業報告として、平成31年4月2日付で法務省に提出しています。

#### <モデル事業実施計画の策定>

次に、次年度に取り組むモデル事業として、実態調査によって把握したニーズ等を踏まえ、以下の3つの要素を盛り込んだ「犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援」の実施計画を策定しました。

- ア. 要支援対象者把握のための仕組みづくり
- イ. 社会に出る前段階での福祉的支援のアプローチ
- ウ. 社会復帰のための生活支援体制の整備（伴走型支援、チーム支援等）

なお、個々の支援経過についてその支援内容や課題等について検討するケース会議を設置し、その検討結果については、適時、協議会へ報告することとしました。

## 2 令和元年度の具体的な取組

令和元年度は、平成30年度に策定したモデル事業実施計画に基づき、年間を通じてモデル事業を実施しました。

### (3) モデル事業の実施・・・【図3】新たな仕組み（ケース会議）

モデル事業の実施主体として、関係機関が連携して協議する組織として、以下のメンバーを構成員とするケース会議を設置しました。

【司法関係機関】東京矯正管区、千葉保護観察所、千葉地方検察庁、千葉刑務所、市原刑務所、八街少年院、千葉少年鑑別所

【支援関係機関】中核地域生活支援センター、地域生活定着支援センター、千葉県弁護士会、千葉県婦性会（更生保護施設）

【地方行政機関】千葉市、千葉県

また、実施計画で盛り込んだ「犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援」を実現するための3つの要素については、以下のとおり整理して実施することとしました。

#### ア. 要支援対象者把握のための仕組みづくり

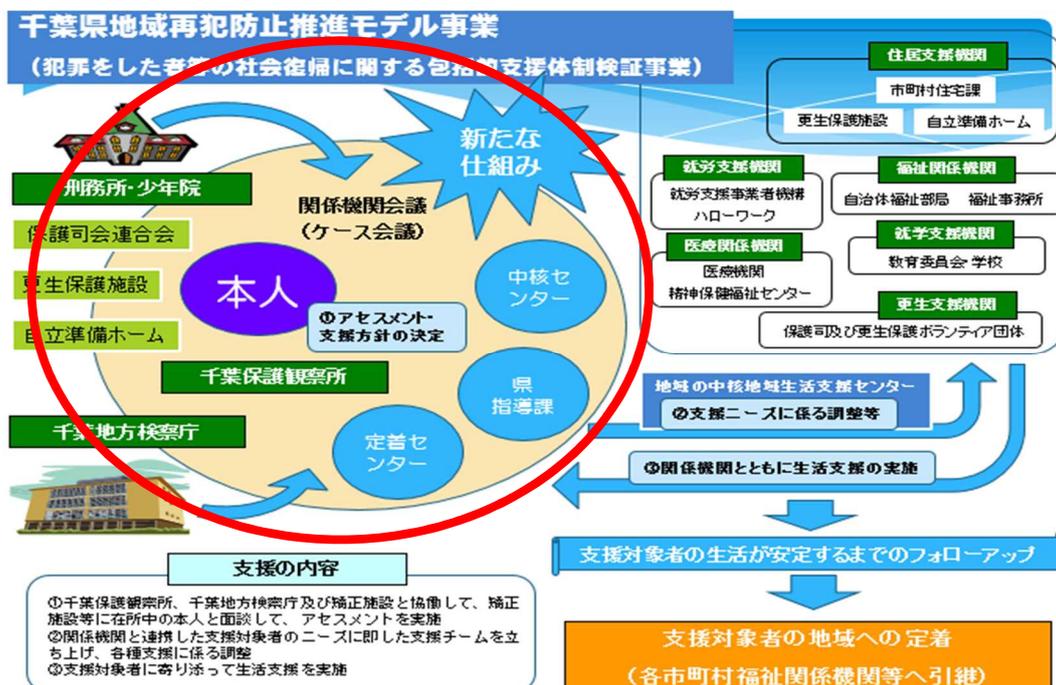
##### (ア) 司法関係機関によるスクリーニング

ケース会議の構成員である司法関係機関において、矯正施設入所者等の中から、出所後、何らかの生活支援を要すると認められる者（要支援対象者）を選定。

##### (イ) モデル事業対象者の決定

モデル事業対象者として、個人情報ケース会議が共有することについて、要支援対象者から本人同意を取得。

【図3】新たな仕組み（ケース会議）



イ. 社会に出る前段階での福祉的支援のアプローチ【図4】

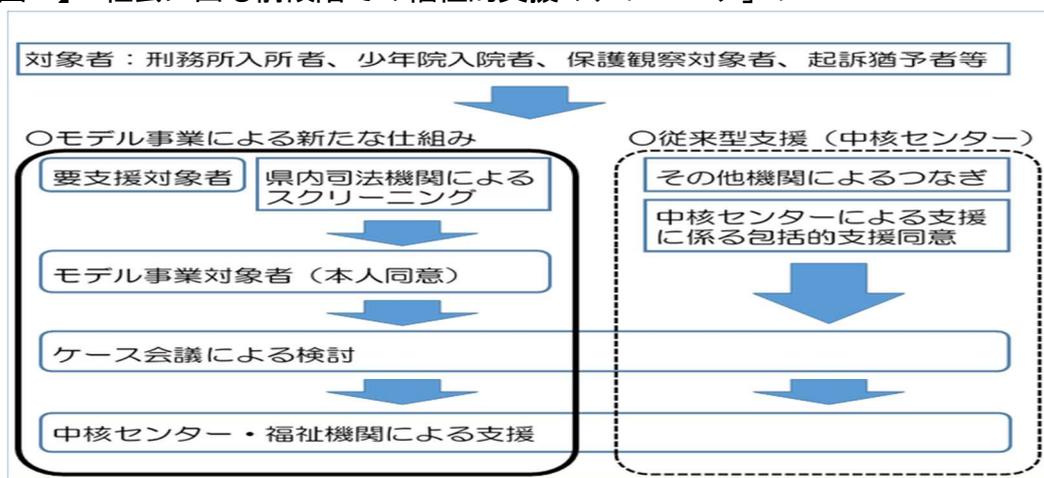
(ア) 支援関係機関等によるアウトリーチ

中核地域生活支援センター及び県が、矯正施設等に入所入院中のモデル事業対象者と面談し、初回のアセスメントを実施。(矯正施設に対する地域からのオーバーラップ)

(イ) 支援方針の決定

アセスメント結果をケース会議で共有・検討し、帰住予定地等の支援方針を決定。状況に応じて、帰住予定地を管轄する中核地域生活支援センターによる再アセスメントを実施。

【図4】「社会に出る前段階での福祉的支援のアプローチ」フロー



ウ. 社会復帰のための生活支援体制の整備（伴走型支援、チーム支援等）

(ア) 伴走型支援の実施

帰住予定地を管轄する中核地域生活支援センターにより、本人の支援ニーズに応じて、同行支援等、地域の支援機関や制度につなげるコーディネートを実施。

(イ) チーム支援等

中核地域生活支援センターがコーディネーターとなり、地域の支援機関等による本人支援のためのネットワークを構築し、地域支援に移行。

エ. 従来型支援の共有

なお、ケース会議の構成員が共通した支援のイメージを持つことができるよう、構成員以外の者から中核地域生活支援センターに持ち込まれる、いわゆる「従来型支援」事例の情報をケース会議で共有する機能を付加。

上記のモデル事業の結果として、1年間で29件のケースを取り扱い、対象者の発見からニーズの把握・解決までの包括的支援を実施しました。

また、個々の支援を行った支援者がケース会議に事例を持ち寄り、個別具体的な支援方法について検討を行った上で、その結果を多くの関係者が出席する協議会に報告することで、全県的な支援体制の構築に向けた議論を行いました。

なお、モデル事業として実施した包括的支援の結果等については、**犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制づくりに関する報告書** **資料1** として取りまとめ、令和元年度の事業報告として、令和2年4月23日付で法務省に提出しています。

さらに、年度末の第7回協議会において、令和2年度に実施する取組として、令和元年度に設置したケース会議に代わり、モデル事業の結果等を基礎データとして、協議会で議論する項目を整理する検証作業部会を新たに設置し、協議会では検証作業部会で整理された項目を協議することで、(4) モデル事業の効果検証、及び3年間の千葉県地域再犯防止推進モデル事業の総括を行うこととしました。

**【参 考】平成30年度及び令和元年度に開催した協議会、及び具体的な取組の概要**

	国の計画	県の計画	協議会での議題	具体的な取組
平成30年度	地域の実態調査 ↓ 支援策の策定	地域の実態調査 ↓ 支援策の検討 ↓ 事業計画の策定	第1回 (H30. 11. 30) 協議会の設置 モデル事業の説明 実態調査の実施について	実態調査を実施
			第2回 (H31. 1. 28) 実態調査の中間報告	
			第3回 (H31. 3. 25) 実態調査の結果報告 令和元年度計画（モデル事業の実実施計画）について	実態調査の結果に基づき、令和元年度に実施するモデル事業の計画を策定。
令和元年度	モデル事業の実施	事業計画に基づく支援策の実施	第4回 (R1. 5. 21) ケース会議の概要	個々の支援対象者に対し、包括的支援を実施。 個々の包括的支援の結果をケース会議で検討した後、協議会で議論。
			第5回 (R1. 8. 23) ケース会議の概要 啓発フォーラムの開催結果	
			第6回 (R1. 11. 11) 千葉刑務所視察	
			第7回 (R2. 2. 3) ケース会議の概要 令和2年度事業について リーフレットについて	令和元年度に実施した包括的支援の結果検証の方法等について、協議会で議論。

### Ⅲ 千葉県地域再犯防止推進モデル事業の今後の取組について（令和2年度）

平成30年度から3年間の事業として実施してきた「千葉県地域再犯防止推進モデル事業」は、今年度で最終年度を迎えることから、令和2年度は、過去2年間の取組の成果を踏まえ、主に以下の2つの事柄について取組み、事業の成果としたいと考えています。

#### ① 再犯防止推進計画の策定に向けた方針の検討

本県における再犯防止のための基本的な考え方を整理するとともに、再犯防止推進計画の策定を念頭に、県の方針を検討します。

#### ② 「犯罪をした者等に対する国と地方の連携による相談支援体制」の構築に向けた提案

令和元年度に実施した「ケース会議の取組」をもとに、「犯罪をした者等に対する国と地方の連携による相談支援体制」について、国へ提案します。

### 1 取組体制について

令和2年度の事業の取組体制については、第7回の協議会で御了解いただいたとおり、令和元年度に設置したケース会議の後任組織として、「検証作業部会」を設置することとして、令和2年4月1日付で、別添のとおり「**検証作業部会設置要綱**」**資料2**を制定し、構成員候補団体の皆様から御承認をいただきましたので、御報告します。

今後、**①**及び**②**の策定・提案に向けた案作りを検証作業部会で行い、作業の進捗に合わせて、協議会へ報告するとともに御意見をいただいた上で、方針及び提案を事務局で取りまとめる予定です。

### 2 取組方法について

**①**及び**②**の策定・提案に向けた案作りの取組として、事務局より、それぞれ次のとおり提案します。

なお、取組方法の詳細については、検証作業部会で協議いただくこととします。

#### (1) **①** 再犯防止推進計画の策定に向けた方針の検討について

平成30年度以降、これまで重ねてきた協議会での議論を踏まえ、地方再犯防止推進計画の趣旨・目的、理念や、国の再犯防止推進計画に掲げられた7つの重点課題に対する取組の方向性などを検討し、今後の千葉県における再犯防止推進計画の策定に向けた方針案を取りまとめます。

#### 【具体的作業手順】

① 協議会で出された意見の抽出。（これまでの協議会の議論を逐語反訳し、各委員から出された意見を抽出）

② 国の再犯防止推進計画及び国の作成した「**地方再犯防止推進計画策定の手引き**」

**資料5**をたたき台として、①で抽出した委員意見を国計画の重点課題等の項目ごと

に整理。

- ③ 委員意見を踏まえた各項目における千葉県としての取組の方向性を検証作業部会で検討し、委員意見を反映した方針案の素案を作成。
- ④ 方針案の素案を協議会に諮り、修正等の議論、方針案の取りまとめ。

(2) **②** 「犯罪をした者等に対する国と地方の連携による相談支援体制」の構築に向けた提案について

令和元年度に実施した「ケース会議の取組」をもとに、出所後、何らかの生活支援が必要と認められる要支援者を矯正施設入所中に把握し、早期に地域の福祉関係機関が介入できる仕組みを全国に広めるため、国関係機関と地域の福祉関係機関との連携体制づくりについて国へ提案します。

**【具体的作業手順】**

- ① 要支援者の把握から課題解決までの支援過程をステージ分け。(スクリーニング、本人同意、アセスメント、課題解決等)
- ② 令和元年度に実施した個別支援事例から、各ステージにおける支援の成功要因や課題要因を集積。
- ③ 課題要因の解決策を検証作業部会で検討し、「国と地方の連携による相談支援体制」の構築案を作成。
- ④ 構築案を協議会に諮り、修正等の議論、国への提案として取りまとめ。

・・・【別添】「犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援」の検討フロー 参照

### 3 スケジュールについて

令和2年度から、協議会の開催と併せて、検証作業部会を開催することとなりますが、それぞれの会議体の役割を以下のとおりとします。

○ 検証作業部会 ① 及び ② の素案の作成（開催予定回数：5回）

○ 推進協議会 ① 及び ② の検証作業部会素案をもとに協議

（開催予定回数：4回）

#### 【日程案】

月	会議名	内容・議題
4月		
5月	第1回協議会	今年度の事業の進め方について
6月		
7月	第1回検証作業部会	事務局案の検討
8月	第2回協議会	検証作業部会の活動報告、意見交換
9月		
10月	第2回検証作業部会	事務局案の検討
11月	第3回協議会	検証作業部会の活動報告、意見交換
12月	第3回検証作業部会	
1月	第4回検証作業部会	① 及び ② の骨子案の作成
2月	第5回検証作業部会	
	第4回協議会	① 及び ② の骨子案の協議

## IV その他

### 1 要支援者向けリーフレットについて

令和元年度に作成した、千葉県取組（社会復帰に向けた生活支援）を矯正施設入所者等に周知する別添の「支援リーフレット」を配付・活用するため、その利用方法を定めた「矯正施設入所者等の相談支援に関する実施要領」**資料3**を制定しましたので御報告します。

同リーフレットについては、東京矯正管区の協力を得て、同管区内の矯正施設等において支援が必要と思われる施設入所者等に対して、今後、順次配付する予定です。

### 2 協議会委員の交代について

協議会の構成団体として、これまで自立準備ホームの代表団体として「(一社) ひまわり会」に御参加いただいてきましたが、このたび同法人が自立準備ホームの登録を取り下げたことにより、自立準備ホームの代表団体が欠員となりました。

このため、新たに「(NPO) 生活困窮・ホームレス自立支援ガンバの会」に協議会への参加を依頼するため、令和2年5月12日付けで「千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会設置要綱」**資料4**を改正し、同法人からご承諾をいただきましたので御報告します。

【別 添】「犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援」の検討フロー

